

(別紙)

諮問番号：令和5年諮問第5号

答申番号：令和5年答申第6号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、〇市長（以下「処分庁」という。）が令和4年8月16日付けで審査請求人に対して行った児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）附則第2条第1項に規定する給付（以下「特例給付」という。）に係る同条第4項において準用する法第7条第1項の規定による特例給付認定処分（以下「本件処分」という。）について、審査請求人は、認定の基礎とされた自身の所得が、特例給付ではなく、児童手当に係る認定を受け得る水準にあるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和4年3月11日、審査請求人は、処分庁に対し、児童手当の認定の請求（以下単に「認定請求」という。）を行った。これを受けて、処分庁は、同年4月分からの支給に関し、法第5条第1項の規定により認定の基礎とされるべき令和2年分の審査請求人の所得を確認したところ、同項に定める児童手当の支給制限限度額（以下「所得制限限度額」という。）に達しないものと認め、同月分から児童手当を支給する旨の決定を行い、同年5月6日付けで、審査請求人にこれを通知した。
- 2 令和4年6月1日、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第60号）の施行により、令和3年分の所得が認定の基礎とされる令和4年6月以降の支給分からは、それまで受給者に義務付けられていた現況届の届出事項を、受給者から個別に届出をさせるのではなく市町村長が自ら公簿等により確認する方式が採り入れられたことで、現況届の提出を受給者に一律に義務付けていた制度が見直された。
処分庁においても、審査請求人をはじめとする、令和4年5月31日時点での児童手当の各受給資格者の令和3年分の所得を公簿等により自ら確認することで、所得制限限度額の適用の有無その他の支給要件を満たすかどうかを確認することができる場合には、現況届の提出を不要とする取扱いとした。
- 3 令和4年8月、処分庁は、2の取扱いに従い、令和4年6月以降の受給分に適用される令和3年分の審査請求人の所得を確認したところ、所得制限限度額に達し、法第5条第1項の支給要件を満たさないものと認め、かつ、法附則第2条第1項に定める特例給付の支給制限限度額（以下「所得上限限度額」という。）に達せず、同項の支給要件を満たすも

のと認めたことから、処分庁は、児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）第 14 条第 1 項の規定による審査請求人による特例給付のみなし認定請求に対する認定として、同年 8 月 16 日付けで本件処分を行い、これを審査請求人に通知した。

- 4 令和 4 年 8 月 25 日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しに係る審査請求を提起した。

第 4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、令和 4 年 6 月以降の支給分の認定の基礎とされた自身の令和 3 年分の所得が、特例給付ではなく、児童手当に係る認定を受け得る水準にあるとして、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は、適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

- (1) 児童手当と特例給付との区分については、児童手当の認定に係る所得が所得制限限度額未満である場合は法第 5 条第 1 項の規定による児童手当を支給し、児童手当の認定に係る所得が所得上限限度額未満である場合は法附則第 2 条第 1 項の規定による特例給付を支給するというものである。

審査請求人の令和 3 年分の児童手当の認定に係る所得は、〇万〇円であり、これは、所得制限限度額である 660 万円以上であり、かつ、所得上限限度額である 896 万円未満であるため、法附則第 2 条第 1 項の規定による特例給付の支給要件に該当するものである。

- (2) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の「課税される所得金額」は、「所得金額等」から「所得から差し引かれる金額」（社会保険料控除、生命保険料控除、基礎控除等）を控除した金額であり、児童手当の認定に係る所得とは異なるものである。

- (3) 児童手当の認定に係る所得の計算については、受給者の申告した所得に基づいて判定されているところである。審査請求人が行った所得の申告に誤りがある場合、審査請求人が修正の申告を行う必要がある。

- (4) 以上のとおり、審査請求人の令和 3 年分の児童手当の認定に係る所得は、所得制限限度額以上であり、かつ、所得上限限度額未満であって、法附則第 2 条第 1 項の規定による特例給付の支給要件に該当するものであるため本件処分を行ったものであるから、審査請求人の主張は認められない。

第 5 法令の規定等について

1 児童手当又は特例給付の支給認定について

法第 7 条第 1 項は、児童手当の支給要件に該当する者が児童手当の支給を受けようとするときは、住所地の市町村長の認定を受けなければならないと規定し、法第 8 条第 1 項は、市町村長が受給資格を認定した一般受給資格者等に対し児童手当を支給すると規定している。

また、法附則第 2 条第 4 項は、特例給付の支給認定について、法第 7 条第 1 項及び

第8条を準用する旨規定している。

2 児童手当の認定に係る所得の額について

法第5条第1項は、「児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。」と規定し、同条第2項は、「前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。」と規定している。

児童手当法施行令第1条は、所得制限限度額について「同項に規定する扶養親族等（以下この条及び第7条において「扶養親族等」という。）及び同項に規定する児童（以下この条において「児童」という。）がないときは622万円とし、扶養親族等又は児童があるときは622万円に当該扶養親族等又は児童一人につき38万円（中略）を加算した額」と規定している。

また、児童手当法施行令第3条第1項は、所得の額の計算について「法第5条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得（中略）を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（中略））、（中略）の額の合計額から8万円を控除した額とする。」と規定し、同条第2項第1号は、「地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者」について「当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額」を同条第1項の規定による市町村民税から控除することを規定している。

3 特例給付の認定に係る所得の額について

法附則第2条第1項は、「第4条に規定する要件に該当する者（第5条第1項の規定により児童手当が支給されない者であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し」特例給付を行うことを規定している。

児童手当法施行令第7条は、所得上限限度額について、「扶養親族等及び同項に規定する児童（以下この条において「児童」という。）がないときは858万円とし、扶養親族等又は児童があるときは858万円に当該扶養親族等又は児童一人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき44万円）を加算した額」と規定している。

また、児童手当法施行令第8条は、特例給付の場合の所得の額の計算方法について、同令第3条の規定する所得の額の計算方法を準用すると規定している。

4 児童手当の支給要件に該当する者が法附則第2条第1項の給付の支給要件に該当することとなる場合の認定手続の特例について

児童手当法施行令第14条第1項は、「当分の間、各年の5月31日において児童手当の支給要件に該当している者であつて、法第7条第1項（中略）の認定を受けているものが、当該各年の6月1日において法附則第2条第1項の給付の支給要件に該当するときは、同日において同条第4項において準用する法第7条第1項（中略）の規定による認定の請求があつたものとみなすとし、児童手当の支給要件を満たしていた者が特例給付の支給要件を満たすこととなった場合における認定手続の特例について規定している。

5 児童手当の支給を受けている者の届出義務について

児童手当法施行規則第4条第1項は、「一般受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した様式第6号による届書を市町村長に提出しなければならない」と規定し、同条第3項は、「市町村長は、第一項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる」と規定している。

このことについて、「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）第15条第1項は、「現況届によつて届け出られるべき内容を市町村が公簿等」で確認することができる場合には、「受給者からの提出を省略させることが可能」と規定している。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 法に規定する所得の額は、児童手当法施行令第3条第1項の規定により、市町村民税に係る総所得金額（給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額により計算した金額及びその年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額により計算した金額の合計額から10万円を控除した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額等の合計額から8万円を控除した額である。

また、市町村民税について、雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦（夫）控除又は勤労学生控除を受けた場合には、児童手当法施行令第3条第2項の規定により、これらの控除の種類に応じて定められた額が、上記の所得の額から控除される。

イ 審査請求人の令和3年分の総所得金額は、〇万〇円であり、そこから給与所得がある場合の控除10万円、一律控除の8万円、医療費控除の〇万〇円及び小規模企業共済等掛金控除の〇万〇円の各種控除の合計を控除すると、児童手当及び特例給付の認定に係る審査請求人の所得の額は、〇万〇円となる。

また、審査請求人は、令和3年12月31日時点で法第5条に規定する扶養親族等でない児童（以下「対象児童」という。）一人の生計を維持していたため、令和4年分の児童手当の認定に係る所得制限限度額は660万円となり、同年分の特例給付の認定に係る所得上限限度額は896万円となる。

審査請求人の所得の額〇万〇円は、所得制限限度額を上回り、かつ、所得上限限度額未満であったため、処分庁は、特例給付を認定する本件処分を行ったものである。

ウ 以上より、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和5年6月30日 審査庁が審査会に諮問

令和5年7月10日 第1回調査審議（第1部会）

令和5年8月10日 第2回調査審議（第1部会）

令和5年8月10日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件については、本件処分において令和4年6月以降の支給分の認定の基礎とされた令和3年分の審査請求人の所得が〇万〇円であって、その額が、対象児童が一人の場合における所得制限限度額である660万円を超え、かつ、所得制限限度額である896万円に達しないものであること、すなわち、審査請求人は、特例給付の支給要件を満たす一方、児童手当の支給要件を満たさない者であることは、第4から第6までにおいて述べる法令の規定等及び関係事実を照らし明らかであって、これを否認し得る主張書面及び証拠は、審査請求人からは、一切提出がない。

2 そうすると、令和4年6月以降の支給分の認定の基礎とされた自身の令和3年分の所得が、特例給付ではなく、児童手当に係る認定を受け得る水準にあるという審査請求人の主張は理由がなく、審査請求人に対し特例給付の認定処分を行った本件処分は、第5の法令の規定等に照らし適切に行われたものと認められる。また、他の点においても、本件処分には、違法又は不当な点は何ら認められない。

3 結論

以上の理由から、本件審査請求には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村和生
委員	岩崎文子
委員	岡川芙巳